

## 自費の請求書作成を行う事業所様

令和元年10月1日からの消費税率変更を受け、『楽すけ』の仕様も変わります。

「自費・預り金メニュー」にて、利用者様への自費分（介護保険以外の費用）の請求業務を行っている事業所様は下記の内容をご確認ください。

### ■ 消費税率の変更 ■

『楽すけ』を Ver.12.2.0 へバージョンアップすると、令和元年10月1日からの消費税率は**自動で10%に変わります**。  
標準税率10%のみご利用の場合、設定作業はありません。

※ただし、バージョンアップ前にお客様による操作で「自費・預り金業務メニュー」内の「消費税率設定」を独自に変更されていた場合、バージョンアップによる自動の設定変更が行われませんのでご注意ください。

画面：自費・預り金メニュー » 消費税率設定

### ■ 軽減税率の導入 ■

軽減税率の導入により、介護分野でも軽減税率が適用になる事例があります。『楽すけ』は Ver.12.2.0 へのバージョンアップにより、軽減税率に対応します。

#### 介護分野で軽減税率が適用になる事例

「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」の入居者に対して行う飲食料品の提供は、一食につき640円以下であるもののうち、その累計額が1,920円に達するまでは軽減税率の対象になります。

「1,920円に達するまで」の計算方法は、通常朝食から1日の食事を順番に足しますが、あらかじめ書面により軽減税率対象の飲食料品を明らかにしている場合、その方法で計算します。

【参考：消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編） 国税庁】

#### 有料老人ホームにおける軽減税率の扱いについて

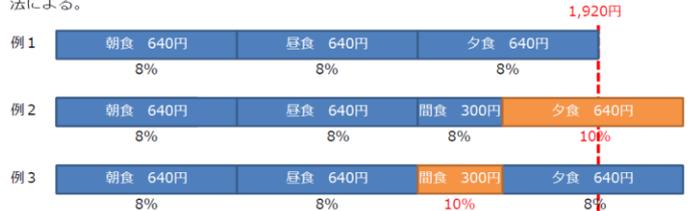
○有料老人ホームについては、下記の要件をいずれも満たす食費が軽減税率の対象となる

##### ■ 1食につき640円以下であるもの

640円を超える食事については、軽減税率の対象とはならない  
例 640円 → 8%  
650円 → 10%

##### ■ 1日の食費の累計額が1,920円に達するまでのもの

1日の食費の累計額が1,920円を超える場合、超えた食事については軽減税率の対象とはならない。ただし、書面により累計額の計算の対象となる食事を明らかにしている場合は、その方法による。



※間食を軽減税率の対象としないことを書面により明らかにしている場合

▲平成30年11月6日 厚生労働省老健局高齢者支援課 発出事務連絡「消費税の軽減税率制度導入に向けた対応について」資料 別紙2から抜粋

※軽減税率の実施についてのご質問・ご確認は、税務署や税理士など専門家の方へお願いいたします。

裏面もご確認ください ▶



### 2 自費預りデータ作成画面で軽減税率として入力する方法

自費メンテナンスに「標準税率」として設定してある品目も、**自費・預りデータ作成画面**で入力時に「軽減税率」へ変更することができます。この方法では入力の都度「軽減税率」の設定が必要です。

画面 自費・預り金メニュー » 自費・預りデータ作成

- ① 【自費・預り金メニュー】を開き、自費・預りデータ作成をクリックします。
- ② 対象年月を選択します。
- ③ 被保険者一覧から利用者様を選択します。
- ④ 新しく入力するときは新規をクリックします。  
入力済みの内容を直す場合は、訂正する行を選択し、修正をクリックしてください。

【自費・預りデータ編集】画面が開きます。

- ⑤ 項目名、品目名を入力します。  
一覧ボタンを押すと、自費メンテナンスに登録済みの品目を呼び出せます。
- ⑥ 単価と個数を入力します。
- ⑦ 「外税」または「内税」を選択すると、「標準税率」か「軽減税率」の選択肢が現れます。

軽減税率 8%で計算する場合は、「軽減税率」に●を入れてください。  
その他、利用日付などを設定し、登録を行ってください。

画面 自費・預りデータ作成 » 自費・預りデータ編集

軽減税率として入力した品目は率の列に、「軽」という表示が入ります。

# 消費税

## 消費税率の変更・軽減税率の導入について (4)

### ■ 自費請求書・領収書の様式変更 ■

軽減税率の導入に伴い、『楽すけ』で出力する以下の帳票は様式が変わります。

「自費請求書」「自費領収書」

「自費明細書」

「被保険者への合算請求書」

「被保険者への合算領収書」

「医療費控除用合算領収書」※

(※医療費控除用合算領収書はサービス事業者版、密着サービス事業者版のみ)

軽減税率品目のあり・なしに関わらず、令和元年10月以降の自費請求書(領収書)・合算請求書(領収書)は、右のような様式に変わります。

発行日 令和 01年 09月 10日  
自費請求書

〒 169-0075  
東京都新宿区高田馬場  
2-14-9  
介護 太郎 様

〒  
有料老人ホーム楽すけ 苑

対象年月 令和 01年 10月 請求額合計 ¥151,772-  
恒し、介護 一部稼働利用分とし

自費合計	消費税合計	自費利用額
147,300	4,472	151,772

※: 医療費控除対象  軽減税率対象

日付	内容	単価	個数	税抜き金額	消費税	摘要
1(火)	茶菓ほか	75,000	1	75,000		
	管理費	10,000	1	10,000	1,000	
31(木)	食費	600	31	18,600	1,488	☆
	食費	500	31	15,500	1,240	☆
	食費	300	31	9,300	744	☆
	消耗品	20	170	3,400		
	消耗品	500	31	15,500		
小計				147,300	4,472	
				非課税対象	93,900	
				10%対象	10,000	1,000
				8%対象	43,400	3,472

「非課税対象」「10%対象」「8%対象」の税抜き金額と、消費税額を表示します

### ■ 軽減税率の上限オーバーチェック機能 ■

軽減税率が適用になる飲食料品は、1日1,920円に達するまでという制限があることを受け、『楽すけ』では1日の軽減税率飲食料品の合計額のチェック機能を設けました。

画面 自費マスタメンテナンス » 自費マスタ品目編集

画面 自費・預りデータ作成 » 自費・預りデータ編集

楽すけ [特定施設事業者版 概観] Ver12.2.0

特定施設 自費マスタ品目編集

項目名 食費 フリガナ ヲク

品目名 夕食代 フリガナ イクウカダイ

入出金区分  入金  出金 単価 600

消費税区分  税なし  外税  内税  医療費控除  軽減税率飲食料品

消費税の計算方法  
 単価 × 個数 × 税率 ※税率をかけるときに端数処理を行う。  
 単価 × 税率 × 個数 ※税率をかけるときに端数処理を行う。

システム区分  自費  預り金

楽すけ [特定施設事業者版 概観] Ver12.2.0

特定施設 自費・預りデータ編集

項目名 食費 一覧

品目名 昼食代

単価 500 円

個数 1

金額 500 円

消費税 40 円

請求書・領収書の摘要欄を設定する  医療費控除  軽減税率飲食料品

消費税の計算方法  
 消費税なし  標準税率 10%  
 外税  軽減税率 8%  
 内税  
 単価 × 個数 × 税率 ※税率をかけるときに端数処理を行う。  
 単価 × 税率 × 個数 ※税率をかけるときに端数処理を行う。

システム区分  自費  預り金

楽すけ  
 ? 1日の単価が1920円を超えています。登録してもよろしいですか?  
 対象日: 06日,07日,13日,14日

【自費マスタ品目編集】や【自費・預りデータ編集】で、**軽減税率飲食料品**にチェックを入れておくと、**【自費・預りデータ作成メニュー】**で1日に1,920円を超えて、チェックの入った品目が入力されたとき、登録時に右のメッセージがでます。